

## 予算決算常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和4年6月10日（金） 議場
2. 出席委員 五島誠委員長 谷口隆明副委員長 赤木忠徳 林高正 横路政之 宇江田豊彦  
坂本義明 堀井秀昭 福山権二 徳永泰臣 政野太 桂藤和夫 藤木百合子 藤原洋二  
吉川遂也 國利知史 松本みのり 前田智永 坪田朋人
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 花田讓二議会事務局長 横山和昭議会事務局議事調査係長 山崎啓介議会事務局主任
5. 説明員 島田虎往総務部長 岡本貢生活福祉部長 加藤武徳企画振興部長 石原博行環境建設部  
長 森山泰人防災・災害事業監 東健治総務課長 山根啓荘総務課主幹 福本敬夫財政  
課長 下森一克市民生活課長 伊吹讓基保健医療課長 田部伸宏企画課長 中村雅文自  
治定住課長 松永幹司林業振興課長 堀井慎一朗商工観光課長 杉谷美和紀建設課長  
信清裕司地籍用地課長 片山祐子教育部長 今西隆行生涯学習課長 石原博行水道局長  
中廣勝文総務課総務法制係長 高浦光司財政課財政係長 中間貴也保健医療課医療予防  
係長 塚本麻里保健医療課母子保健係長 松浦伸樹林業振興課林業振興係長 横山孝行  
商工観光課観光振興係長 谷口浩二建設課管理係長 藤谷克信建設課土木係長 竹嶋誠  
建設課農林整備係長 野崎義雄地籍用地課地籍用地係長 八谷美幸生涯学習課生涯学習  
係長
6. 委員外議員 なし
7. 傍聴者 1名（うち議員 近藤久子議長）
8. 会議に付した事件

### 1 付託議案

議案第97号 令和4年度庄原市一般会計補正予算（第3号）

-----  
午前10時00分 開 議

- 五島誠委員長 これより予算決算常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員は19名であります。よって、直ちに本日の会議を開きます。本日の会議におきまして、傍聴、写真撮影、録音、録画を許可いたしております。

### 1 付託議案

議案第97号 令和4年度庄原市一般会計補正予算（第3号）

- 五島誠委員長 議案第97号、令和4年度庄原市一般会計補正予算、第3号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。総務部長。
- 島田虎往総務部長 本日は、今定例会に上程しております、一般会計の補正予算につきまして、御審議いただきますので、よろしくお願いいたします。最初に、財政課から総括説明を行った後、各部各担当課から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○五島誠委員長 財政課長。

○福本敬夫財政課長 それでは、議案第97号、令和4年度庄原市一般会計補正予算、第3号につきまして、まずは総括説明をいたします。補正予算書の1ページから4ページにつきましては、先般の本会議で概要説明させていただきました。5ページが歳入の款別の補正額一覧となります。6ページが歳出で款別の補正額、7ページがその財源内訳となります。8ページが歳入の明細、今回の補正の具体的な財源内訳となります。これが11ページまでございまして、12ページからが今回の補正の歳出内訳となります。12ページについては、款、項、目を記載し、目ごとに補正額とその財源内訳、13ページについては、執行単位である節ごとの補正額とその内容を記載し、19ページまで同様の記載となっております。説明は割愛しますが、20ページから23ページが補正額のうち給与費の明細、24ページが地方債に関する調書となっております。なお、説明の対象事業につきましては、補正額が100万円を超える増額補正、または、1,000万円を超える減額補正の事業について、説明項目等一覧でお示ししております。建制順により説明を行います。それでは、補正の歳出内容から、順次、各所管課より説明させていただきます。

○五島誠委員長 総務課長。

○東健治総務課長 それでは、総務部総務課所管の令和4年6月補正予算案につきまして、御説明いたします。令和4年度一般会計補正予算書の12ページ、13ページをお開き願います。12ページの2款、1項、1目、13ページ、説明欄、03、総務一般管理事業といたしまして、弁護士への相談事案の増加や民事訴訟などの提訴に対しまして、弁護士への委任費用といたしまして、業務委託料800万円を計上するものでございます。今後、市に対する損害賠償請求や契約に基づく義務の履行請求など訴訟に発展する可能性の高い事案があることから、提訴に対しまして、迅速かつ適正な対応を図るため、応訴等に対する弁護士への業務委託料について、あらかじめ予算措置をお願いするものでございます。総務部総務課所管に係ります説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○五島誠委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。谷口委員。

○谷口隆明委員 ただいま、あらかじめ予算措置と言われましたが、これまでもいろいろな訴訟事案もありましたし、その都度是对応されたと思うのですが、なぜ今回800万円という多額を事前にあらかじめ予算措置されたのか、具体的にどのような事案があるのか、お示ししたいと思っております。

○五島誠委員長 答弁。総務課主幹。

○山根啓荘総務課主幹 それでは、御質問にお答えします。まず、なぜこの時期かということでございますけれども、今回の補正予算案はで新年度予算以降に訴訟に発展する可能性が高いと考えられる案件があるために補正予算をお願いするものでございます。具体的なところが個人情報も含んでおり、訴訟に発展した場合を考慮しまして、必要最小限の説明にとどまらざるを得ないことを御理解いただきたいと思っております。損害賠償請求を想定しているのは、2件でございます。800万円のうち、513万9,000円を見積もっております。それから、市との契約に基づく義務の履行請求を想定しているもの等がございまして、これが2件でございます。金額で286万1,000円を見積もっているところでございます。

○五島誠委員長 他にありませんか。福山委員。

○福山権二委員 先般バイオマスの関係で、723万円、議決しましたよね。これはこの中に含まれないのですよね。

- 五島誠委員長 答弁。総務課長。
- 東健治総務課長 今回お願いしております予算額には、バイオマス住民訴訟に関連するものは含まれておりません。
- 五島誠委員長 他にありませんか。福山委員。
- 福山権二委員 これが総務一般管理費の委託料ということで出ておりますけれど、財政的には、これは総務一般管理事業の中の委託料という1つの事業を展開するに当たっての内容であって、その財源をこうだという、そういう説明になるわけですね。弁護士費用そのものが。バイオマスの場合は、委託料でも何でもないのでけれど、これは、ある面で事務経費だという説明があったように記憶しているのですが、バイオマスの裁判費用の扱いと、この経常的に年間定まった弁護士事務所、庄原市の顧問弁護士へ払うのでしょから、そういうものとはどう区別するのでしょうか。
- 五島誠委員長 答弁。総務課主幹。
- 山根啓荘総務課主幹 これについては総務一般管理事業ということで扱っておりますけれども、バイオマスの件も今回の件も全て、個別の弁護士への委託料の件ということで御理解いただきたいと思えます。
- 五島誠委員長 他にありませんか。福山委員。
- 福山権二委員 聞いているのは、バイオマスの関係の700万円を超える予算の増額については、その提案をされたときに、弁護士費用というのは明らかなのだけれど、これは一般事務費として、事業費ではないのだと。したがって、議会に提案されるときは順番として、1つの事業としてどうかという決断を議会に求める。それがオーケーならば、その予算はどこから財源で、金額がどれだけのものかという提案に普通はなるのですけれど、これでも一般管理事業としてやるのだと。2件、513万円と通常の285万円もあるので、これについて委託料の拡充だと、増額だと提案されるわけですね。それはわかるのですが、前回のバイオマスの弁護士費用のときには、この事業費ではないのだと。これは一般事業費だと提案されていると記憶しておりますので、したがって、前回のバイオマスの予算提案の時には、控訴という1つの、市長の行為に対して、その行為が事業ではないのだと。一般事務だと提案をして、議会はそれで議決をしたわけですが、その扱いについては、まだ疑義が少し残ってるわけですね。質問の中身わかりますかね。それをバイオマスについては、いわゆる事務費だと提案されて、しかし一般的な、年間の、しかも損害賠償が2件含まれるものについては、これは事業費だと区別をする根拠は、財政法上、どういうところにあるのかということについて、説明をいただきたいと質問をしているのです。
- 五島誠委員長 答弁。主幹。
- 山根啓荘総務課主幹 御質問にお答えします。バイオマス事業の場合は、地域バイオマス利活用プラント整備事業という補助事業とは違うのですということで、今回と同じように、総務一般管理事業へ補正予算をお願いしたところでございます。今回もその補助事業とは違うのですけれども、個別の案件として、庄原市が損害賠償等へ対応が必要になりまして、総務一般管理事業の中へそうした弁護士の委託料というものを通常組むようにしておりますので、それで今回800万円ということで、補正をお願いするものです。ですので、その違いというのが、先ほど少し触れましたけれども、補助事業と区別した点と、少し違いがあるのではないかとは思いますが、どちらにしても弁護士費用ということでは総務一般管理事業の中で対応をさせていただきたいということでございます。

○五島誠委員長 他にありませんか。福山委員。

○福山権二委員 まず、確認しないといけないのは、バイオマスの時の裁判費用については、これはいわゆる事業費ではない、いわゆる事務費だという説明があったということ、まず説明があったかどうか。そして、その説明については、私の聞き間違いなのか。そのときには、新たなバイオマスであっても、弁護士費用が発生すると予想されるので、そういう予算増額を求めたと。議会に。したがって、議会が議決したのは、今回提案した弁護士費用と同質のものを議決したと、執行者は考えていらっしゃるでしょうか。

○五島誠委員長 答弁。総務部長。

○島田虎往総務部長 先般のバイオマスの事業につきましても、今回、御説明させていただきました、今後訴訟等に発展する事案につきましても、取り組みをしておりますそれぞれの部署なり関係事業等がございますが、予算上は、弁護士へ委託していく事業につきましては、総務一般管理事業の中で、委託料として、弁護士へ業務を委託するというので、ここで予算計上をさせていただいておりますので、先般の事業を林業のところに組んでいたとか、ほかのところに組んでたということではなく、全てここで、弁護士の委託事業につきましては、予算を計上させていただいておりますので、今回もここへ計上させてもらっているということでございます。

○五島誠委員長 他にありますか。福山委員。

○福山権二委員 大きくの説明は、それ以上はない、その範囲だということになるのでしょうか、もしそう規定してあるのであれば、バイオマスの裁判費用を出されるときに、執行者の考えは、バイオマスの裁判の弁護士費用を提案すると同時に、議会に控訴するというのを、議会も承認するというのを同時に提案されたと考えて、そういうふうに執行者が提案したということですか。

○五島誠委員長 答弁。総務部長。

○島田虎往総務部長 先般のバイオマスの事業につきましても、控訴する、しないについては、市の執行権の中で判断させていただいて、控訴をさせていただくという中で、その控訴理由書等作成または控訴対応をさせていただく中で、弁護士へお願いをしていくということで、その経費を予算でお願いをさせていただいたということでございます。

○五島誠委員長 他にありませんか。赤木委員。

○赤木忠徳委員 弁護士の委託費につきましては、当初予算に200万円ほど計上されていると、私は記憶しているのですが、そのことを確認をもう一度したいのですが、どうでしょう。

○五島誠委員長 答弁。総務課長。

○東健治総務課長 御質問にお答えさせていただきます。当初予算で、この弁護士関連の委託料ですけれども、顧問弁護士委託料といたしまして、99万円余りと、弁護士の事件取扱委託料といたしまして、66万円。これを当初予算として御議決いただいている状況です。

○五島誠委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長 なしと認め、次の説明に移ります。生活福祉部長。

○岡本貢生活福祉部長 それでは、続きまして、生活福祉部に関係いたします予算説明を行います。説明は、各課長より説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○五島誠委員長 市民生活課長。

○下森一克市民生活課長      それでは、市民生活課が所管いたします補正予算につきましては、12 ページ、13 ページをお開き願います。中段の表でございます。2 款、3 項、1 目、戸籍住民基本台帳費、事業番号 02、戸籍住民基本台帳事業の 104 万 2,000 円の増額につきまして、御説明を申し上げます。国はマイナンバーカードの普及促進事業の一環として、これまでの新規取得のほか、健康保険証としての利用申し込み等を行った方へのマイナポイント付与を、今月 30 日から開始されるところでございます。このポイント付与事業に伴い、マイナンバーカードの交付及びマイナポイントの付与に係ります事務量の増加が見込まれることから、円滑な手続に対応するための会計年度任用職員の人件費として、01、報酬に 94 万 5,000 円、03、職員手当等、9 万 7,000 円の合計 104 万 2,000 円を増額するものでございます。なお、この財源といたしましては、8 ページ、9 ページ目の表の 2 段目にございます、15 款、2 項、1 目、総務管理費国庫補助金、1 節、総務管理費補助金、事業番号 28、マイナポイント事業費補助金 178 万 3,000 円のうち、52 万 1,000 円、及び、29、マイナンバーカード交付事務費補助金 52 万 1,000 円を計上いたしております。戸籍住民基本台帳事業の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○五島誠委員長      これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。坂本委員。

○坂本義明委員      マイナンバーカードから保険証と説明されたと思うのですが、もう少し詳しく説明していただけますか。

○五島誠委員長      答弁。市民生活課長。

○下森一克市民生活課長      保険証への登録でございますけれども、このマイナンバーカードを医療保険の保険証と使えるものでございまして、医療保険の資格をマイナンバーで確認ができるようになるという仕組みでございます。

○五島誠委員長      他にありませんか。坂本委員。

○坂本義明委員      今までマイナンバーカードを持っている人がそこに持っていったら、それがそのまま保険証として使えるようにしてくれるという意味ですか。

○五島誠委員長      答弁。市民生活課長。

○下森一克市民生活課長      一定の手続をしていただければ、カードと保険証とのくくりつけをしていただければ、保険証として使えるようになるということでございます。また、市の窓口におきましてもそういった、くくりつけのお手伝いはさせていただいております。そうしたことに伴う補正予算のお願いとなっております。

○五島誠委員長      他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長      なしと認め、続いて説明を求めます。保健医療課長。

○伊吹護基保健医療課長      保健医療課が所管いたします主な補正予算について御説明申し上げます。補正予算書の 12 ページ、13 ページをお開きください。下段、3 款、2 項、5 目、子育て支援事業費、13、子育て世代包括支援センター事業の 785 万 8,000 円の増額につきましては、母子健康手帳アプリを活用した子育て支援デジタル化事業に係る費用について増額するものでございます。この事業は、既存の母子手帳健康アプリの機能を拡充することにより、住民の利便性の向上や、デジタル技術の活用による業務の効率化などを図るものでございます。このたびは、3 つの機能拡充を行うこととしており、

1つ目は、母子健康手帳交付や育児相談などの予約受け付けのオンライン化、2つ目は、事業で使用する質問票のデジタル化、3つ目は、乳幼児健診等の受け付けから健診実施及び結果入力までのデジタル化などがございます。増額の内容につきましては、データ通信量、アプリサービス拡充業務委託料、タブレット・パソコンの備品購入費用などを増額するものがございます。めくっていただき、4款、1項、4目、予防費の03、新型コロナウイルスワクチン接種事業の7,593万9,000円の増額につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の4回目の追加接種に係る費用について増額するものがございます。新型コロナウイルスワクチンの4回目の追加接種につきましては、令和4年5月25日に関係政省令が改正され、6月から実施するものがございます。接種対象者につきましては、3回目接種から5カ月を経過した60歳以上の方及び基礎疾患を有する方などに対し、実施するものがございます。接種につきましては、基本的には3回目までと同様に行うものとし、集団接種や個別接種による方式により、庄原市医師会の御協力のもと、接種体制を整備してまいります。このたびの増額の内容につきましては、ワクチン接種事務に従事するワクチン接種業務に係る時間外勤務手当、接種券発送郵便料、ワクチン接種委託料などを増額するものがございます。次に、これらの事業の財源を説明します。8ページ、9ページをお開きください。まず、子育て世代包括支援センター事業の財源につきましては、中段、15款、2項、1目の事業番号26、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、及び、27、デジタル田園都市国家構想推進交付金を合わせて、754万7,000円を追加計上し、新型コロナウイルスワクチン接種事業の財源につきましては、1番上の表でございます。15款、1項、2目、02、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び中段の表でございます。15款、2項、3目、06 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金を合わせて、歳出と同額の7,593万9,000円を追加計上するものがございます。保健医療課関係の一般会計補正予算についての説明は以上でございます。

- 五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。横路委員。
- 横路政之委員　　母子手帳にかわるアプリ。これの利用実態等々は把握されているのでしょうか。
- 五島誠委員長　　答弁。保健医療課長。
- 伊吹謙基保健医療課長　　御質問にお答えいたします。母子健康手帳アプリ、母子モといった形で、今、利用いただいております。6月8日現在で442名の登録をいただいているところでございます。
- 五島誠委員長　　他にありませんか。横路委員。
- 横路政之委員　　ということは、対象者全員が使っておられるわけではないということでは理解していいですか。
- 五島誠委員長　　答弁。保健医療課長。
- 伊吹謙基保健医療課長　　母子健康手帳アプリというものは、アプリを使って、例えば予防接種の記録であったりとか、そういう健診の記録であったりそういったものを、そのアプリ等で確認できたりというものでございます。母子手帳交付時であったり、そういった、他の事業等で、対象となる方については、アプリの使用について、こういったことができますからということで御紹介していただいて、アプリを取り込んでいただいたわけなのですけれども、取り込まれる方もいらっしゃる、取り込まれない方もいらっしゃいます。ただ、母子手帳も、紙ベースもありますので、それとあわせて利用していただくという形で、今、使っていただいているところでございます。

- 五島誠委員長 他にありませんか。前田委員。
- 前田智永委員 今現在、登録されている方などに、その変更点などをお知らせすることは考えていらっしゃるでしょうか。
- 五島誠委員長 答弁。保健医療課長。
- 伊吹讓基保健医療課長 このたび拡充をいたします内容につきましては、業者に、予算に基づいて委託を行い、アプリについて改修していただく形になります。そういったことにつきまして、このたび3つの変更点があるとお話させていただきましたが、さまざまな機会を通じて、広報であったりとか、また、母子手帳事業のときとか、そういったことを通じて、このたびのアプリの、こういった形で便利になりましたということは広報いたしまして、市民の皆さんに御活用いただくように周知してまいりたいと考えております。
- 五島誠委員長 他にありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 五島誠委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。企画振興部長。
- 加藤武徳企画振興部長 それでは、企画振興部が所掌いたします6月補正予算の内容について御説明をさせていただきます。詳細につきましては各担当課長より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。
- 五島誠委員長 企画課長。
- 田部伸宏企画課長 それでは、令和4年6月補正予算案のうち、企画振興部企画課の所管部分について、御説明いたします。補正予算書の12ページ、13ページをお開き願います。12ページの上段、2款、1項、2目、企画費でございます。13ページ、説明欄の02、企画推進事業につきましては、インターネット上のオンライン行政サービスの総合窓口サイトである、マイナポータル接続用端末のリース等に要する経費、126万2,000円を追加計上するものでございます。これまで、自宅にパソコンがないなど、マイナポータルに接続できない住民の方に対し、公共施設等で利用可能とするための端末として、小型ノートパソコンを平成29年度より国から貸与を受けております。この専用端末の貸与期間が本年7月末限りとされ、以後、国の補助事業として各自治体において調達することとなったことから、本庁、各支所で計7台分について、運用に必要な経費を計上するものでございます。消耗品費につきましては、カードリーダー等の購入費として、また、手数料につきましては、各端末の初期設定に要する手数料を計上してございます。また、借上料では、端末本体のリース料として、その他使用料及び賃借料では、必要なソフトウェア等のライセンス料として計上をいたしております。なお、事業に係ります財源につきましては、全額国庫補助金の対応となり、補正予算書の8ページ、9ページに記載がございます。15款、2項、1目、総務費国庫補助金、説明欄28、マイナポイント事業費補助金、178万3,000円のうち、126万2,000円を計上いたしております。企画振興部企画課所管に係ります予算案の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。
- 五島誠委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 五島誠委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。自治定住課長。
- 中村雅文自治定住課長 それでは、自治定住課所管の補正予算案について御説明を申し上げます。別

冊資料の12ページ、13ページをお開きください。12ページ、2款、1項、7目、自治振興費でございます。13ページ、説明欄の07、協働のまちづくり推進事業の18節、負担金、補助及び交付金の細節04、補助金でございます。平成4年度当初予算において計上しておりました、コミュニティ推進事業、いわゆる宝くじの助成事業でございますが、県から正式な交付決定がございまして、当初採択件数を3件と見込んでおりましたが、申請いたしました5件全てが採択となりまして、2件分の予算310万円が不足することになりましたので、追加計上をお願いするものでございます。なお、この財源といたしましては、10ページ、11ページにお戻りいただきまして、21款、5項、5目、雑入、10節、01宝くじコミュニティ助成金、310万円を本事業の補正分として全額を充てるものでございます。自治定住課関係分の説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。林業振興課長。

○松永幹司林業振興課長　　それでは、林業振興課が所管します一般会計補正予算につきまして、御説明させていただきます。補正予算書の16ページ、17ページをごらんください。6款、3項、2目、林業振興費の説明欄、02、分収造林事業につきまして、西城町小鳥原字鑄鍋にございます土地所有者、市、国立研究開発法人整備機構森林整備センターで3者契約しております、分収造林地につきまして、造林費用負担者でございます森林整備センターと協議が整った10.81ヘクタールの保育間伐に要する委託料として229万7,000円を追加補正するものでございます。なお、財源につきましては、森林整備センターから分収造林改植事業負担金として、雑入で同額を追加補正するものでございます。続きまして、説明欄14、合板・製材生産性強化対策事業と同18、林業・木材産業等競争力強化対策事業は、どちらも国の林業振興に係る補助事業で、事業の目的は異なるものの、共通する事業内容を有しておるものでございます。令和4年度の間伐材生産事業実施に係る補助事業として、当初予算では、県と協議をする中で、18の林業・木材産業等競争力強化対策事業で歳出予算を計上しておりましたが、当初予算議決後に国から、14合板・製材生産性強化対策事業として内示があったため、該当する事業費を振りかえるものでございます。このことにより、18、林業・木材産業等競争力強化対策事業の補助金579万3,000円を減額し、14、合板・製材生産性強化対策事業の補助金として同額を増額しております。なお、財源は、県支出金で変更はございませんので、歳入予算の補正はございません。林業振興課からの説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。商工観光課長。

○堀井慎一郎商工観光課長　　商工観光課からは、観光交流費の補正予算について説明いたします。16ページ、17ページをごらんください。7款、1項、3目、観光交流費でございます。17ページ、説明欄02、観光施設管理事業、104万4,000円の増額は、広島県から受託しています、吾妻山の駐車場、登山道などの清掃等業務について、旧吾妻山ロッジ裏にあります、園地の草刈りについて、追加委託したいとの広島県からの依頼があり、市は、地元自治振興区へ委託するため、業務委託料104万4,000



円を増額するものです。なお、財源につきましては、全額を10ページに記載のとおり、県支出金委託金、商工費委託金を充当しております。続きまして、09、ひば道後山高原荘管理運営事業、217万9,000円の増額でございます。ひば道後山高原荘入浴施設の雨樋につきまして、令和4年2月に破損していることを発見し、その破損は、建物全体に及んでおります。破損の原因は、当時、70センチ程度の雪が積もっており、大量の雪が屋根から落下した際に、雨樋が雪に引っ張られ、負荷がかかったものです。利用者の安全確保のため、修繕料217万9,000円を増額するものでございます。なお、財源につきましては、全額を特定財源として、11ページのとおり、災害共済金を見込んでおります。続きまして、16、総合交流拠点施設管理運営事業、428万7,000円の増額でございます。ゆめさくら内のミルク工房備品、パストマスターが令和4年3月から故障をいたしております。このパストマスターは、アイスクリームを製造する過程で、生乳と原料を混合し、殺菌する装置でございます。夏の需要拡大を迎えるに当たり、買いかえが必要なため、備品購入費428万7,000円を増額するものでございます。商工観光課からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。横路委員。
- 横路政之委員　　吾妻山の委託ですけれども、これは登山の方がトイレ等々を使われると思うのですが、そういったところの管理は、今、どうなっているのでしょうか。
- 五島誠委員長　　答弁。商工観光課長。
- 堀井慎一郎商工観光課長　　質問にお答えいたします。現在、吾妻山の施設の管理でございますけれども、駐車場、それからトイレ、施設の見回りの遵守でございますとか、草刈りににつきましては、登山道、歩道、車道、それから、今回追加で委託がありました園地、それから、その他としましては、トイレのトイレトペーパーの補充、ごみ処理等々の管理につきましては、広島県から庄原市を通して、地元比和自治振興区に委託させていただいております。
- 五島誠委員長　　他にありませんか。横路委員。
- 横路政之委員　　だから、吾妻山ロッジ以外の管理は、全て県から庄原市さんお願いしますと言われていたということではないのですか。
- 五島誠委員長　　答弁。商工観光課長。
- 堀井慎一郎商工観光課長　　ロッジ周辺のそういった施設については、県から市を通して地元比和自治振興区に委託をさせていただいております。
- 五島誠委員長　　他にありませんか。國利委員。
- 國利知史委員　　ゆめさくらHARUの備品の修理費なのですけれども、その製造機械に関しても、庄原市の持ち物という理解でよろしいでしょうか。
- 五島誠委員長　　答弁。商工観光課長。
- 堀井慎一郎商工観光課長　　お答えいたします。ゆめさくらの備品につきましては、市の備品ということになっております。
- 五島誠委員長　　他にありませんか。國利委員。
- 國利知史委員　　ゆめさくらのHARUさんの備品だけになるのでしょうか。それとも、そのゆめさくらさんに入っておられるところに関しては、全て市の所有ということになるのでしょうか。
- 五島誠委員長　　答弁。商工観光課長。

- 堀井慎一郎商工観光課長 お答えいたします。ゆめさくらにあります備品については、全て市の備品ということになっております。
- 五島誠委員長 他にありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 五島誠委員長 なしと認めます。説明員交代のため、しばらくお待ちください。続いて説明を求めます。環境建設部長。
- 石原博行環境建設部長 環境建設部に関係する予算説明を行います。詳細は担当課長から説明させます。
- 五島誠委員長 建設課長。
- 杉谷美和紀建設課長 それでは、令和2年度一般会計補正予算、建設課関係分について御説明申し上げます。補正予算書の16、17ページでございます。上段の6款、2項、3目、基盤整備促進事業費の説明欄01、基盤整備促進事業につきましても、西城町栗可動堰更新工事に要する費用であり、国庫補助の前倒し内示により、工事請負費1億円を追加計上するものでございます。また、財源として、国庫支出金に7,000万円を増額計上しています。続きまして、18、19ページ、8款、2項、3目、橋梁維持の01、橋梁維持事業の委託料について、昨年度、国の3次補正により、前倒し交付された1,500万円を減額するものでございます。次に、5目、交通安全施設整備事業費でございます。14節、工事請負費1,200万円の増額は、国からの交付金内示によるもので、通学路の交通対策事業で市道駅裏線ほか3路線に交通安全施設を整備するものでございます。また、財源として、国庫支出金に245万7,000円を増額計上しています。説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。
- 五島誠委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。福山委員。
- 福山権二委員 最後の交通安全施設整備事業ということで3カ所ということなのですが、いわゆる交通安全施設について通学路の安全確保については、先般の横路委員の質問にもあったように、通学時の交通安全の責任は、いわゆるこれに関するプロジェクトを市でつくっておられて、そこで議論をして優先順位からつけるということで、今年度はもう幾らか計画があったように聞いておりますけれど、今回の事業もそういう、いわゆる通学路の安全対策も庄原市の組織対応の中で、関係者の意見を集約をして、それで優先順位をつけて、国に要請して予算が来たのか。その辺の国の予算配分の動機、根拠と、その優先順位を確定したということについての議論の経過を質問したいと思います。
- 五島誠委員長 答弁。建設課長。
- 杉谷美和紀建設課長 組織的には、通学路合同点検、学校教育委員会、警察、道路管理者が集まりまして、3年に1度、交通安全、通学についての点検をし、危険なところを直すという計画を立てております。この予算がついた経緯ですが、平成30年6月に千葉県において、下校中の小学生の列にトラックが追突して、児童が死傷するという痛ましい事故があったのを受けて、令和4年度から通学路等における交通安全を確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策ということで、国を挙げて早急に整備するということになりました。それで、先ほど言いました、庄原市でやっています通学路点検の結果に基づいて、庄原市として、20カ所の危険箇所を、学校等を通して抽出しております。その中で、緊急で早期にできる箇所を6カ所挙げて、それを国に要望して、予算がこたついたということで、こ

としては4路線を、そのお金を使って整備するという費用です。

○五島誠委員長 他にありませんか。福山委員。

○福山権二委員 今の説明を聞きますと、20カ所の危険箇所があると。それについて、危険度についても順番をつけて、20カ所を、例えば、1年間でやるのか、5年間でやるのか。その順位を庄原市がつけて、それに関する費用を見積りをして、国に要請をして、それに国が応えると聞いたわけですね。庄原市として、危険箇所がそれだけあるのに、庄原市の自主財源を使うという方針はないのですか。

○五島誠委員長 答弁。建設課長。

○杉谷美和紀建設課長 20カ所の中に、国費を使ってやる事業ほか、道路改良で交差点を見直していくという事業を扱っています。そして、自主財源として、区画線を引いたりとか、ガードレールをしたりとかいう費用は、維持費で対応しております。それを足して、その20カ所を整備していきます。

○五島誠委員長 他にありませんか。福山委員。

○福山権二委員 3年とかいうのは、財政執行上によるもので、危険箇所はできるだけ早急に是正することについては、地元の団体とか個人との調整をつけてやっているのですか。

○五島誠委員長 答弁。建設課長。

○杉谷美和紀建設課長 はい。そうです。学校からの要望、そのほか地元と調整しながら進めております。

○五島誠委員長 他にありませんか。福山委員。

○福山権二委員 通学路の危険度合いについては、例えば、山内であれば、山内のそういう関係者の要望を取りまとめて、そのシステムに乗らないと、基本的には改善する対象としてはカウントしないというわけですね。

○五島誠委員長 答弁。建設課長。

○杉谷美和紀建設課長 そう思います。学校、保護者と集まる機会がありますので、そこで話し合っただけでもらったほうがいいし、早いということで。そうです。

○五島誠委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。地籍用地課長。

○信清裕司地籍用地課長 続きまして、地籍用地課所管の令和4年度補正予算案の説明を行います。別冊の補正予算書14ページ、15ページ下段から、16ページ、17ページ上段でございます。6款、1項、6目の地籍調査事業につきましては、東城地区、総領地区、計2地区の一筆地調査、測量業務委託費に係る地籍調査事業におきまして、昨年度、国の1次補正により、令和4年度分について、前倒しで交付された業務委託料など6,457万円を減額するものでございます。また、国県支出金の地籍調査事業補助金4,600万2,000円を減額計上しております。以上で、地籍用地課所管の令和4年度補正予算案についての説明を終わります。よろしくお願ひします。

○五島誠委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。教育部長。

○片山祐子教育部長 教育部が所管いたします補正予算について御説明申し上げます。担当課長より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○五島誠委員長 生涯学習課長。

○今西隆行生涯学習課長 それでは、教育部生涯学習課所管の補正予算について御説明申し上げます。補正予算書の 18、19 ページをお願いいたします。10 款、教育費、6 項、保健体育費、5 目、社会体育施設管理費、社会体育施設管理事業につきましては、里山総領体育館天井資材の不具合が見つかりましたので、落下防止のための工事費 177 万 4,000 円を計上いたしております。続きまして、同じく、クロカンパーク管理運営事業につきましては、コース内修繕、倒木処理、溝清掃等に使用しております重機の油圧系統の故障による修繕費 123 万 7,000 円を計上いたしております。説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○五島誠委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長 なしと認め、質疑を終了いたします。執行者は御退席ください。

〔執行者 退席〕

○五島誠委員長 それでは、採決を行います。議案第 97 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔「委員長」という発言あり〕

○五島誠委員長 坂本委員。

○坂本義明委員 教育振興費の、トータルでは 29 万 8,000 円なのだけど、これは全然説明しなかったもので、それはよかったのかなと聞いた。

○五島誠委員長 既に質疑は終結しておりますので、100 万円以上のものについて、今回は主に説明をされてましたので、それについて疑義があれば、その都度質問をしていただければいいかなと思いますので、次回からそのようにしていただければと思います。それでは、採決を行います。議案第 97 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 人、賛成 18 人、反対なし。以上のおおり、賛成全員であります。よって、議案第 97 号は原案のおおり可決すべきものと決しました。この場合、お諮りいたします。本会議における本委員会の審査報告の取りまとめについては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長 異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。以上で、本日の議題は全て終了いたしました。これで予算決算常任委員会を散会いたします。ありがとうございました。

午前 10 時 54 分 散 会

庄原市議会委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

予算決算常任委員会

委 員 長